

令和4年度神奈川県交通安全実施計画（案）の概要

[実施計画の位置づけ]

この計画は、「第11次神奈川県交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、令和4年度に県及び国の関係機関等が実施する具体的な施策をとりまとめたものである。

根拠法 交通安全対策基本法第25条第3項

[実施計画の目指すもの]

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互の連携を図り、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

[実施計画の目標]

交通安全対策を県民総ぐるみで総合的かつ強力に推進することにより、「年間の24時間死者数を130人以下とする。」

交通事故状況の推移

	29年	30年	元年	2年	3年
発生件数(件)	28,540	26,212	23,294	20,630	21,660
死者数(人)	149	162	132	140	142
負傷者数(人)	33,642	31,021	27,392	23,904	25,062

[第1章 道路交通の安全]

1 道路交通環境の整備 【P 1～17】

<総合通信局、地方整備局、県警察、県、市町村、高速道路会社、道路公社>

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) ITSの活用
- (11) 交通需要マネジメントの推進
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- (16) バス停留所周辺の安全性確保

2 交通安全思想の普及徹底

【P 18～30】

<運輸局、県教委、県警察、県、市町村>

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保

【P 30～37】

<労働局、地方整備局、運輸局、地方気象台、県警察、県>

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許制度の効果的運用
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関する情報の充実
- (7) エコドライブ等の推進

4 車両の安全性の確保

【P 37～40】

<経済産業局、運輸局>

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進
- (3) 自動車アセスメント情報の提供等
- (4) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (5) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

【P 41～43】

<運輸局、県警察、県、市町村>

- (1) 交通の指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

【P 43～46】

<県教委、県警察、県、消防機関、高速道路会社>

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

【P 46～48】

<運輸局、県教委、県警察、県>

- (1) 交通事故相談活動の充実
- (2) 無保険（無共済）車両対策の徹底
- (3) 交通遺児家庭等に対する支援
- (4) 交通事故被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

【P 48～50】

<県>

- (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
- (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

[第2章 鉄道交通の安全]

1 鉄道交通環境の整備

【P 51】

<運輸局、県、鉄道事業者>

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

【P 51】

<運輸局、県、鉄道事業者>

3 鉄道の安全な運行の確保

【P 52～53】

<運輸局、地方気象台>

- (1) 保安監査等の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- (7) 計画運休への取組

4 救助・救急活動の充実

【P 53】

<運輸局、県、消防機関、鉄道事業者>

[第3章 踏切道における交通の安全]

1 踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備

【P 54】

<運輸局、地方整備局、県、市町村、鉄道事業者>

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

【P 54～55】

<運輸局、県警察、鉄道事業者>

3 踏切道の統廃合の促進

【P 55】

<運輸局、地方整備局、県、市町村、鉄道事業者>

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

【P 55】

<地方整備局、県、市町村、県警察、鉄道事業者>